●調布市こども読書活動推進計画　根拠法令

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成１３年１２月１２日法律第１５４号）第９条第２項の規定に基づく市町村子ども読書活動推進計画として策定しています。

**「子どもの読書活動の推進に関する法律」抜粋**

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

# 第１章　こどもの読書活動推進の基本理念と計画の概要

## １　こどもの読書活動推進の基本理念

### (1)　「子どもの読書活動の推進に関する法律」における基本理念

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第２条では、基本理念として「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と規定しています。

### (2)　調布市の基本方針

第４条では、地方公共団体は、第２条の基本理念にのっとり、こどもの読書活動の推進に関する施策を策定・実施する責務を有すると規定されており、調布市においても、法に定める基本理念のもと、施策を展開していく必要があります。

読書活動は、本等を読むことだけではありません。知りたいことを調べることや、図書館や書店へ行くこと、おはなし会等への参加、家族や友だちとの本を介したコミュニケーションなど、読書に関わる様々な活動のことをいいます。こどもたちは読書活動を通して、本の世界を楽しむとともに、読解力や想像力、思考力、表現力等を養います。また、多くの情報から必要なもの・正しいものを自分で選び、活用する力を身に付けます。調布市では、こどもたちが読書に親しみ、自主的に読書をするための環境づくりと機会の充実に取り組みます。

また、第６条では「保護者の役割」も規定され、保護者は、こどもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすことが求められています。こどもが読書習慣を身に付け、継続的に読書に親しんでいくためには、生活の場である家庭において、「本と出会う」「保護者と共に読書を楽しむ」体験をもつことが大切です。また、保護者をはじめとした周囲の大人の読書活動は、自らの生活を豊かにするだけでなく、読書をする姿がこどもに読書への関心を高めることにつながります。このことから、調布市では、保護者への周知、啓発、支援にも努めます。

さらに、第７条では、「国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする」と規定しています。調布市では、学校や市立図書館など市の関連施設に加え、子育て支援施設、市民による読み聞かせボランティアやこどもの本に関する自主サークル等、様々な団体がこどもの読書に関わる活動に携わっています。こどもの読書活動を推進していくうえでは、相互協力が欠かせません。調布市のすべてのこどもが様々な機会

や場所で本に親しむことができるよう、地域社会全体で取組を進めていきます。

## 2　計画策定の背景

### (1)　国の動き

国は、平成１３年１２月１２日の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行に伴い、毎年４月２３日を「子ども読書の日」※と定めました。この法律においては、前述のとおり、こどもの健やかな成長に資する読書活動の推進という目的と基本理念が掲げられ、その実現を図るための国の責務、地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割、関係機関等との連携強化等について規定するとともに、基本計画の策定や必要な財政措置等についても盛り込まれています。これを受けて、平成１４年８月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、現在は、令和５年３月に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」に基づく取組を推進しています。

### (2)　東京都の動き

東京都は、平成１５年３月に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定し、現在は、令和８年３月に策定した「第五次東京都子供読書活動推進計画」に基づく取組を推進しています。

### (3)　調布市の動き

調布市は、平成１８年４月に「調布市子ども読書活動推進計画」を策定し、現在は、令和５年３月に策定した「第４次調布市子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進しています。

この「第４次調布市子ども読書活動推進計画」の計画期間が令和８年度で終了することを受け、これまでの成果と課題及び国や東京都、社会の動向を踏まえて、今後、調布市が実践していくべき施策の方向性を示すため、「第５次調布市こども読書活動推進計画」を策定します。

## 3　計画の趣旨と位置づけ

「調布市こども読書活動推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律第９条第２項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」として策定する計画であり、こどもが成長や興味に応じて本の楽しさを発見し、読書の習慣をつくることができるよう、また、家庭、地域、学校、行政が一体となってこどもの読書活動の推進に取り組めるよう策定するものです。

この計画では、調布市におけるこどもの読書活動推進に向けた目標を掲げるとともに、その実現を目指すための取組の方向性や内容を示します。

策定にあたっては、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五

次）」及び東京都の「第五次東京都子供読書活動推進計画」の趣旨を踏まえるとともに、「調布市基本構想」、「調布市基本計画」及び「調布市教育プラン」その他関連する計画との整合・連携を図っています。

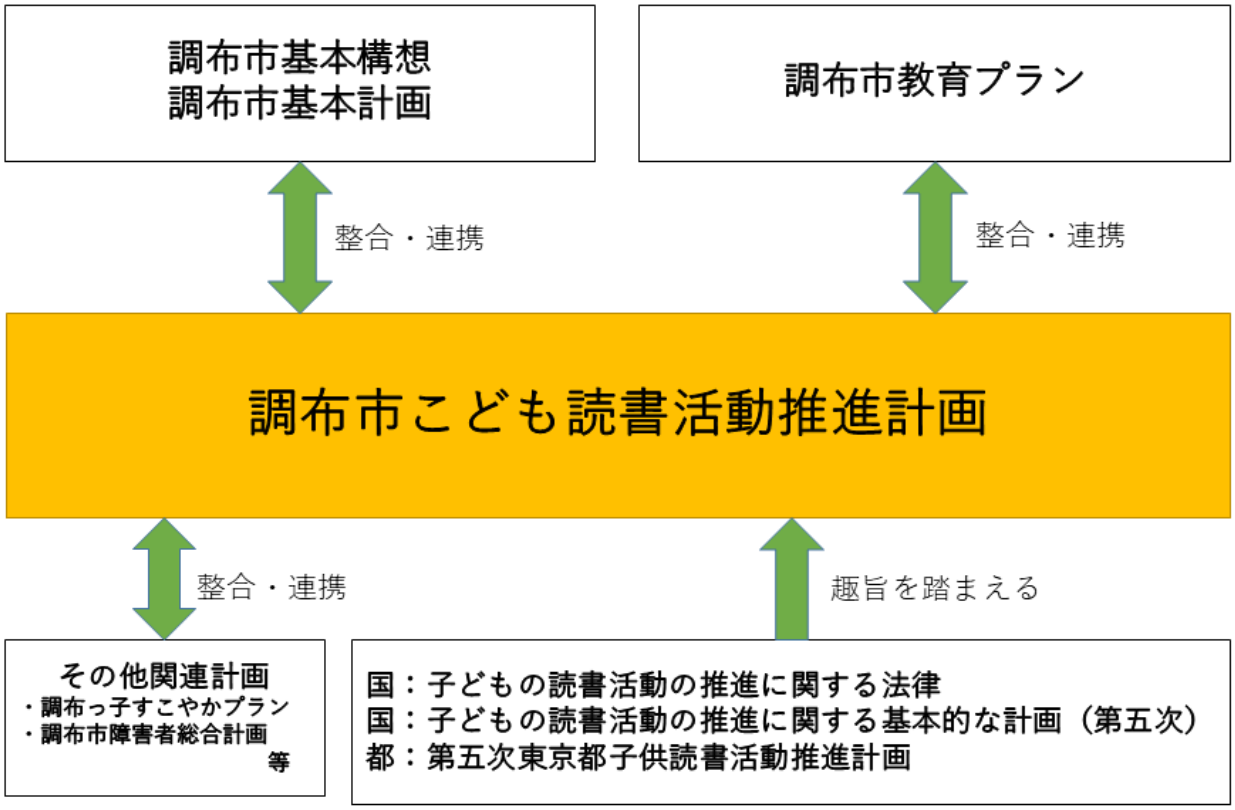


## 4　第５次計画の期間

この計画の期間は、令和９年度から令和１２年度までの４年間とします。ただし、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び東京都の「東京都子供読書活動推進計画」やこどもの読書をめぐる状況等に変化があった場合、必要に応じて見直すこととします。

| 年度 | 令和５ | 令和６ | 令和７ | 令和８ | 令和９ | 令和 10 | 令和 11 | 令和 12 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国 | 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）（令和５～９年度） | | | | | 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第六次） | | |
| 都 | 第四次東京都子供読書活動推進計画（令和３～７年度） | | | 第五次東京都子供読書活動推進計画（令和８～１２年度） | | | | |
| 調布市 | 第４次調布市子ども読書活動推進計画（令和５～８年度） | | | | 第５次調布市こども読書活動推進計画（令和９～１２年度） | | | |
| | 調布市基本構想（令和５～１２年度） | | | | | | | |
| | 調布市基本計画（令和５～８年度） | | | | 調布市基本計画（令和９～１２年度） | | | |
| | 調布市教育プラン（令和５～８年度） | | | | 調布市教育プラン（令和９～１２年度） | | | |

## 5　第５次計画の対象

この計画の対象は、０歳から概ね１８歳までのこどもとします。

また、保護者をはじめ、こどもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、行政、関係機関も対象としています。

## 6　ＳＤＧｓの視点

ＳＤＧｓ（エスディージーズ　Sustainable Development Goals）（持続可能な開発目標）とは、平成２７年９月の国連サミットにおいて、日本を含む全１９３か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。

「誰一人取り残さない」ことを目指し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、平成２８年から令和１２年までの間に達成すべき１７のゴール（目標）が定められました。日本では、平成２８年１２月にＳＤＧｓ実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってＳＤＧｓの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などによりＳＤＧｓの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

調布市では、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながらＳＤＧｓの目標達成につなげるまちづくりを進めています。この計画においても、調布市基本計画で定めたＳＤＧｓの１７の目標のうち、生涯学習のまちづくりに係る目標である４（質の高い教育をみんなに）、１１（住み続けられるまちづくりを）、１７（パートナーシップで目標を達成しよう）を念頭に取り組んでいきます。

